

羽曳野市ネーミングライツパートナー 募集要項

羽曳野市では、公民連携による民間事業者等の地域貢献を促進するとともに、市の新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、対象施設等に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する民間事業者等(以下「パートナー」という。)を募集します。

1 募集の概要

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、羽曳野市ネーミングライツ事業実施要綱第 7 条に掲げる事業者のいずれにも該当しない法人その他の団体又は事業を営む個人とします。

(2) 契約期間

ア 始期は双方協議の上で決定し、終期は「2 対象施設」のとおりとします。

イ 本市が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、愛称変更による利用者の混乱を防止するため、原則として、現パートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行います。その際、応募時における提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

2 対象施設

No.	施設名	詳細	契約期間の終期
1	古市駅東広場	「対象施設概要シート」 のとおり	令和 11 年 3 月 31 日
2	羽曳が丘東公園		

3 愛称について

(1) 使用期間

使用期間は、契約期間の始期以降から、終期までとします。ただし、条例、規則等に規定する対象施設等の名称は変更せず、必要に応じて条例、規則等に規定する対象施設等の名称を使用するものとします。

(2) 愛称の付け方

ア 対象施設の名称に、法人名、商品名等を冠した愛称を付与することにより、市民に親しまれ、かつ、対象施設の設置又は実施目的にふさわしい愛称を提案してください。

イ 愛称は、羽曳野市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条のいずれにも該当しないものとしてください。

ウ 不適切な愛称表示の例

- ・ 近隣の地域名を含むなど施設の所在地を誤認させるような名称
- ・ 一般的に企業名として理解されず、施設の名称に冠するには不適切なもの(意味不明の記号や判読できないマークの羅列等)

エ 愛称の制限事項

No.	施設名	制限事項	例
1	古市駅東広場	「古市駅東」を残すこと。	〇〇古市駅東広場 古市駅東〇〇スクエア
2	羽曳が丘東公園	施設名を残し、かつ施設名の前後いずれかに愛称を付与すること。	〇〇羽曳が丘東公園 羽曳が丘東公園〇〇

※〇〇は企業名等

※施設名を英字表記のみとして命名することは認められません。

不可能な例：〇〇 Furuichi Station East Square

可能な例：〇〇古市駅東広場～〇〇 Furuichi Station East Square～

(3) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(4) 愛称の表示

愛称表示の設置場所・大きさ・色彩等については、(別紙)「ネーミングライツ実施に伴う愛称表示の基準について」を順守してください。

(5) 広告物の設置・表示

広告物を表示し、又は設置する場合は、大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号)及び羽曳野市における大阪府屋外広告物条例施行規則(平成 24 年羽曳野市規則第 89 号)を遵守してください。

(6) 愛称の周知

愛称の決定後、市は速やかに市民等に周知・PRを図るものとし、可能な限り、市が作成する印刷物やウェブサイト等で愛称を使用します。ただし、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

(7) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用することとします。

4 費用負担

(1) ネーミングライツ料

ア 契約希望金額

No.	施設名	契約希望金額(年額・税抜)
1	古市駅東広場	40万円
2	羽曳が丘東公園	15万円

イ 別途、消費税及び地方消費税が必要です。

ウ 上記の契約希望金額は、あくまでも市が提示するものであるため、希望する具体的な金額及び契約期間の始期を提示してください。(契約希望金額を上回る金額を提示しても差し支えありません。)

エ 契約期間の始期が本市会計年度の途中からとなる場合、契約期間に相当するネーミングライツ料を月割りで算出します。

(2) ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりです。なお、これらの費用は、ネーミングライツ料とは別負担です。

区分	パートナー	市
敷地内外の看板等の表示変更や新設	○ (敷地外の看板等の変更は可能なもののみ)	
パートナーが変更・新設した看板等の維持管理	○	
契約期間終了後または契約解除時の原状回復	○	
市が作成する印刷物やウェブサイト等の表示変更		○ (契約締結後に作成するもののみ)

5 応募手続き

(1) 募集スケジュール

	時期	内容
1	令和8年6月18日(木) 9時	案件公表(質問・応募受付開始)
2	令和8年7月2日(木) 17時	質問受付期限
3	令和8年7月9日(木)	質問回答日(予定)
4	令和8年7月30日(木) 17時	応募書類提出期限
5	令和8年8月下旬	審査結果通知(予定)
6	令和8年9月以降	契約締結(予定)

(2) 募集要項の配布

市ウェブサイトに掲載の募集要項、応募様式等をダウンロードし、使用してください。紙による配布は行いません。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付方法

オンラインフォームにより受け付けます。ただし、審査に係る質問は一切受け付けません。

URL : <https://logoform.jp/f/lgQQh>

イ 回答方法

指定の期日までに受け付けた質問に対して、市ウェブサイトにて回答を掲載します。なお、回答には質問者名を記載しません。

(4) 応募方法

オンラインフォームにより受け付けます。応募事項を入力の上、必要書類を添付してください。

URL : <https://logoform.jp/f/CV92N>

(5) 提出書類

ア 提出書類又は入力項目

No.	書類又は入力項目名	法人 その他の 団体	個人 事業主	備考
1	様式 1_羽曳野市パートナー応募又は提案に係る誓約書	○	○	直筆したものを PDF 化し、オンラインフォームに添付
2	様式 2_パートナー概要書	○	○	入力後の PDF を、オンラインフォームに添付
3	社会貢献実績	○	○	オンラインフォームにて入力
4	ネーミングライツ事業の取組への熱意	○	○	
5	愛称表示のイメージ図（カラー）	○	○	
6	定款、規約、その他の書面（法人以外の団体にあってはこれに相当する書類）	○		
7	法人等の事業報告書及び収支計算書、その他団体の財務状況がわかる書類（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支決算書またはこれらに類するもの）（直近2カ年度分）	○		
8	所得税確定申告書（直近2カ年分）		○	
9	様式 3_役員名簿	○		入力後の PDF を、オンラインフォームに添付
10	当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		オンラインフォームにて添付 ※応募日から3か月以内に発行されたもの
11	身分証明書及び登記されていないことの証明書		○	※その他の団体の場合は、その代表者分
12	納税証明書 （直近1年分）	①法人税・消費税(その3の3) ②地方税に関して未納税額がないことを証明するもの（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所に係るもの）	○	
13		①所得税・消費税(その3の2) ②地方税に関して未納税額がないことを証明するもの（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所に係るもの）		○

提出後、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

(6) 募集期間経過後の対応

(1)の募集期間内に応募がなかった場合には、令和8年8月31日（月）を期限として、先着順で申込みを受け付けます（本市の都合により、事前の予告なく募集を打ち切ることがあります。）。

なお、この場合でも、契約期間の終期は「1 (2) 契約期間」に記載する期間の末日までとします。契約

締結時期によっては、契約期間が短くなる場合がありますが、この場合における契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツ事業を開始する月から月割りで計算します（小数点以下切捨て）。

また、パートナーの優先交渉権者が契約を辞退もしくは解除したことにより先着順の募集対象となった施設について、当該交渉権者は同一施設にかかる先着順の募集に参加することはできません（「5 (1) 募集スケジュール」における応募書類提出期限までに応募した者が応募を辞退した場合も同様の取扱いとします。）。

6 パートナー優先交渉権者の選定審査方法

(1) 選定方法

市が設置する「羽曳野市ネーミングライツ審査委員会」において、応募内容を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。複数の応募があった場合は、審査の結果、最高得点を獲得した者を優先交渉権者とします。最高得点を獲得した者が複数いる場合は、「(2) 審査基準」に記載する④の金額が高い者から順に優先交渉順位を決定し、最も高い金額を提示した者を優先交渉権者とします。この場合において、金額が同額のときは、②・③の合計得点が高い者を優先交渉権者とします。

なお、応募者が1者の場合にも審査・選定を行います。

※複数の応募があった場合は、優先交渉権者の選定と併せて、次点以下の交渉順についても決定します。

(2) 審査基準

次に掲げる事項について審査を行います。

審査区分	No.	審査項目	配点
応募者の状況	①	経営の安定性	10
愛称について	②	市民や利用者が親しみやすいか、呼びやすいか	20
	③	施設の性質・イメージに合っているか	20
応募条件	④	応募金額	30
	⑤	社会貢献実績、ネーミングライツ事業の取組への熱意	10
	⑥	その他対象施設の魅力向上に関する提案	20
合計			110

※審査項目④が「4(1) ネーミングライツ料」に記載する契約希望金額の8割未満の場合は、優先交渉権者には選定しないものとします。

※審査項目④以外の審査項目の合計得点が6割未満の場合は、優先交渉権者には選定しないものとします。

(3) ネーミングライツ施設数の制限

ネーミングライツパートナーとなることができる対象施設の数、本市での既契約施設を含めて1者につき2施設までとします。ただし、応募時点で2施設を超えていない場合は応募可能です。

(4) 指定管理者制度導入施設に係る留意事項

指定管理者制度導入(予定)施設においては、ネーミングライツ契約予定期間中の指定管理(予定)者と事業目的が競合する応募者は、優先交渉権者には選定しないものとします。

指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、応募者に文書で通知するとともに、優先交渉権者を市ウェブサイトに掲載します。

7 契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と協議を行い、協議が調った場合に、ネーミングライツに関する契約を締結します。

ただし、優先交渉権者との協議が調わないと市が判断した場合には、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者を新たな優先交渉権者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

8 愛称等の公表

契約締結後、市は、施設の愛称、パートナー名、ネーミングライツ料等について、市ウェブサイト等により公表します。

9 ネーミングライツ料の納入

(1) ネーミングライツ料は、納入済通知書により年度ごとに当該年度分を一括で納入するものとし、本市の請求に基づき、4月末までに納入するものとします。ただし、初年度分については、市が請求を行った日から原則2週間以内を納入期限とします。

(2) 既納されたネーミングライツ料は、次に該当するときは還付します。

ア 市の都合により契約解除したとき

イ 施設の損壊等により、施設全面が一般使用できなくなったとき

10 契約の解除

契約期間中は、契約を解除することはできません。ただし、パートナーの事情や瑕疵により、本件施設の愛称の維持が困難な場合や、市長がネーミングライツを行使することが妥当でないと判断した場合には、市は契約期間中であっても、契約を解除することができることとします。その場合、既に納入されたネーミングライツ料の還付はせず、契約の解除が行われた場合の原状回復に必要な経費については、パートナーが負担することとします。

11 その他

(1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。

(2) 応募書類の作成及び提出等に関するすべての費用は、応募者の負担とします。

(3) 羽曳野市ネーミングライツ審査委員会の会議は非公開とします。

(4) 提出されたデータについては、羽曳野市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

(5) 応募を途中で辞退する場合は、必ず辞退届(任意様式)を提出してください。

(6) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事实施の際、愛称表示看板等の一時撤去等を行う場合があります。

12 問い合わせ先

○古市駅東広場に関すること

羽曳野市政策企画部都市魅力戦略課

電話 072-947-3725 (直通)

E-mail miryoku@city.habikino.lg.jp

○羽曳が丘東公園に関すること

羽曳野市土木部道路公園課

電話 072-947-3710 (直通)

E-mail douro@city.habikino.lg.jp

○制度・応募手続きに関すること

羽曳野市政策企画部行革 DX 推進課

電話 072-947-3808 (直通)

E-mail gyoukaku-DX@city.habikino.lg.jp